

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務警察委員会は12月12日、13日及び14日の3日間、また、産業経済、総合政策建設、文教観光及び環境厚生各常任委員会は、12月12日及び13日の2日間にわたり、それぞれの委員会室において、所管に係る議案等について審査及び調査を行った。

総務警察委員会

(委員長報告 令和5年12月19日本会議)

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案7件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第102号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」のうち歳出予算補正に関して、出納局関係では、新財務会計システム開発業務委託に係る債務負担行為の積算根拠について質疑があり、「システム開発を行う複数の事業者に、開発に向けて調査を実施しており、開発費用、テスト費用など複数項目について見積りを行い、約15億円を計上したものである」との答弁がありました。

次に、警察本部関係では、警察施設災害復旧費に関して、増額補正の内訳について質疑があり、「令和5年台風6号により被害を受けた施設の復旧に要する経費として、警察施設が10件で約260万円、交通安全施設が41件で約640万円を計上したものである」との答弁がありました。

次に、議案第111号「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」に関して、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなった場合の対象人数について質疑があり、「毎年度、事業ごとに会計年度任用職員の任期や任用数等が異なるため一概には申し上げられないが、令和4年度の会計年度任用職員に対する期末手当の支給実績を参考までに申し上げますと、約2,600人に支給しており、勤勉手当の対象についても同様の支給条件となることから、同程度の人数を想定している」との答弁がありました。

〔請願・陳情〕

次に、陳情の審査結果等についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました新規の陳情3件につきましては、いずれも川内原子力発電所の運転期間延長に関する陳情であり、慎重な審査を行うため、12月13日、14日の2日間にわたって、陳情提出者、原子力規制庁、九州電力株式会社から総勢九名の方々を参考人招致し、意見を聴取するなどして、集中的に審査を行いました。

審査の結果、1件を採択すべきものとし、2件を不採択とすべきものと決定いたしました。

継続審査分の陳情1件については、継続審査とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

12月13日は、初めに、運転期間延長に賛成する陳情について、提出者である団体の代表を参考人として意見聴取を行いました。

まず、川内原発が稼働することによる経済効果について質疑があり、「少し古いデータになるが、約6億円の経済効果があるという統計発表がある」との意見がありました。

次に、地域の活性化のために川内原発が稼働した方がよいと考えている理由について質疑があり、「住民が安心して暮らしていくには、川内原発の安全性が大前提であり、この度、原子力規制委員会が運転期間延長を認可したことから安全と考えている。その上で、川内原発の稼働による大きな経済効果があるという認識であることを理解いただきたい」との意見がありました。

続いて、運転期間延長に反対する陳情について、提出者である団体の代表を参考人として意見聴取を行いました。

まず、陳情書の内容が、県が主催する分科会委員のうち、後藤委員の意見に依拠している理由について質疑があり、「同委員は、塩田知事が原子力に批判的な委員として分科会に迎えた」と認識している。私たち県民の不安をなくすために、その思いにどう応えるかという姿勢を貫いているところを信頼し、期待して同委員の意見を採用させていただいた」との意見がありました。

次に、同分科会等における報告書のとりまとめ方について質疑があり、「分科会委員や専門委員会委員それぞれの意見をきちんと述べた報告が必要だと思う。しかし、途中で九州電力から運転期間延長の認可申請があり、分科会や専門委員会そのものの議論が、運転期間延長に方向転換されたものと感じている。この報告書や議事録を読んでも、安全だという確信は持てない」との意見がありました。

続いて、運転期間延長に関する議論の継続を求める陳情について、提出者である団体の代表を参考人として意見聴取を行いました。

「原発の運転期間が40年と法律に規定されている経緯等について、どのような認識をお持ちか」との質疑があり、「アメリカでは、1991年には40年超の運転をすることになっていたが、経済的な問題で新設の原発がなく2050年頃には原発はなくなるものと考えている。日本においては、国会で議論があったとおり原発の耐用年数は40年で設計されている」と認識している」との意見がありました。

続いて、原子力規制庁の担当者を参考人として、「川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可申請の審査結果等」について意見を聴取しました。

まず、「炉心溶融後に原子炉格納容器破損を防ぐ対策として、原子炉下部への注水により溶けた核燃料によるコンクリートへの浸食を抑制することとされているが、その際に、水蒸気が大量に発生して水蒸気爆発のような事象が発生する可能性はないか」との質疑があり、「海外において、実際に溶けた燃料を模擬したもので大規模な実験を行っている。その中で、そういう水蒸気爆発が起こる可能性は極めて低いことを確認している」との意見がありました。

次に、原発の設計寿命に関して質疑があり、「原子力発電所の個々の施設ごと、機器ごとにその劣化状況は異なるので、まずはそれらをしっかり点検して評価することが大事である。一律に何年と定まるものではないと考えている。将来、どう劣化が進んでいくかということについては、最新の知見も取り入れながら、しっかり評価していくものと考えている」との意見がありました。

次に、「陳情第1006号では脆性破壊の一部しか 検査をしていないと述べられているが、脆性破壊評価の手法について示してほしい。また、特別点検でできる検査はすべて行われたのか」との質疑があり、「中性子照射脆化という中性子の照射で粘り強さが低下していくという事象については、炉の中に入れてある試験片のデータを基に評価しており、妥当であるということを確認している。この評価方法については、学会が定めた試験方法に基づいて行っていることを確認している。また、一部しか検査されていないという記述については、特別点検では、その炉心の入っている領域の100%について点検を行い、破壊の起点になるような有意な欠陥がないということを確認している」との意見がありました。

翌14日は、九州電力株式会社から参考人を招致し、「川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長に係る取組等」について意見を聴取しました。

まず、「20年運転延長に関し、さらなる積極的な情報発信が必要と考えるが、見解はどうか」との質疑があり、「県民のお考えは様々であるので、膝を突き合わせて一緒に考えていくよう

なコミュニケーションができればと考えている。認可等に関する新たなリーフレットも用いながら、訪問活動や見学会等に地道に取り組んでまいりたい」との意見がありました。

次に、「川内原発は、固い岩盤の上に建っているとのことだが、地表の揺れと固い岩盤の上の揺れでは、岩盤の方の揺れが小さいということが確立されているのか」という質疑に対し、「理論的には固いものの方が揺れ幅が振れにくい。実際の観測事例として、1997年の鹿児島県北西部地震では、薩摩川内市中郷より川内原発の方が揺れが小さかったという事実が確認されている。理論的にも、事実としても岩盤は揺れにくいということが確認されている」との意見がありました。

次に、川内原発の運転期間延長にあたって、これからの取組に向けた心構えについて質疑があり、「これまでも、皆様に安心していただけるよう、安全・安定運転を継続してきた。2020年には、特定重大事故等対処施設も運用を開始し、安全性はさらに高まったものと考えている。今後、40年超の発電所の安全・安定運転のために、日常的な監視や点検はもちろん、計画的な機器の取替えなど、異常の早期発見や予防保全により一層尽力していく」、「原子力の安全性向上の取組には終わりが無いことを、社員一人ひとりが肝に銘じ、自分の発電所は自分で守るというマイプラント意識を持って、安全・安定運転に努めるとともに、積極的な情報公開と丁寧な説明に努めてまいりたい」との意見がありました。

続いて、執行部に対する質疑では、「県の安全・防災対策の取組」について質疑があり、「平成25年10月に、国と合同で原子力総合防災訓練を実施し、それ以降も継続して、県と関係9市町主催の原子力防災訓練を実施してきており、県原子力専門委員会の意見、助言も得ながら、原子力防災に関する計画及び原子力防災訓練の実効性を高める取り組みを行っている。

安全対策としては、平成30年に環境放射線監視センターを新設し、その機能を移転統合するとともに、モニタリングポストについては、福島第1原発事故前の22局から100局体制に増やすなど、環境放射線監視体制等の充実・強化に取り組んでいる。

川内原発については、県民の生命と暮らしを守ることを基本として臨む必要があると考えており、原発の立地県として、常に事故の発生を念頭に置きながら、地域防災計画について、より実効性のあるものとなるよう、不断の見直しを行い、防災訓練などの充実を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、防災対策に関して、委員から「地域防災計画に沿った避難計画について、道路の早期整備を行い、高速道路等を利用してスムーズに避難できるようにするのも重要なことだと考えている。南九州自動車道、北薩横断道路等を活用した計画について、土木部等の関係部局とも連携して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「現行の安全協定について、なぜ、運転延長に関する改定の協議を行わないのか」との質疑があり、「同協定の第6条に、川内原発の施設の増設や変更等を行う場合には、事前に協議する旨の規定がある。県は、九州電力に対して事前協議の対応や立入調査、状況報告を求めており、住民の安全の確保と環境の保全を図っている。現行の運用において、改定すべき特段の事由は県においてなく、薩摩川内市からも相談がないので、現時点では協定の改定の必要性について認識していないところである」との答弁がありました。

すべての質疑終了後、川内原子力発電所の運転期間延長に関する陳情3件について採決を行い、運転延長に賛成の趣旨の陳情を「採択」、運転延長に反対の趣旨及びその他関連する陳情を「不採択」とすべきものと決定しました。

採決にあたっての各党派等の取扱意見の概要を以下のとおり、御報告申し上げます。

まず、自由民主党鹿児島県議会県議団の取扱意見について、御報告申し上げます。

陳情第1005号について、原子力発電は、国のエネルギー政策において、発電時に温室効果ガスを出さず、準国産エネルギーとして安定供給が可能な重要なベースロード電源と位置づけられている。

川内原発については、原子炉等規制法に基づき、九州電力が20年間の運転期間延長を申請し、原子力規制委員会の審査を経て、先月1日に認可された。

県原子力安全・避難計画等防災専門委員会においては、総括的な評価として「原子力規制委

員会の規則やガイドとの適合性という観点で、厳密に審査されている」といった趣旨の発言がなされたところであり、私どもとしても原子力規制委員会において厳格な審査が行われ、認可がなされたものと受け止めている。

次に、川内原発の運転期間延長に関し、本年7月に行った県からの要請に対する原子力規制庁及び九州電力の説明について、専門委員会の座長は「専門委員会の意見書に述べたものとなっている」と評価し、また、「内容的には将来に関わる事項が多く、原子力規制委員会及び九州電力におかれては、今後とも本委員会において継続的な説明をお願いしたい」との趣旨の発言がなされており、県からの要請への対応については、今後とも専門委員会で議論されるものと認識している。

一方、県においては、これまでも、県民の安心・安全を確保する観点から、原子力防災訓練の実施や地域防災計画の見直しなど様々な防災対策や、環境放射線の監視調査などの安全対策にも取り組んでいることは承知している。

また、川内原発に関する諸課題について、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくとともに、県民に対し、わかりやすい情報発信などを行うために設置された専門委員会は、これまで22回の会議が開催されており、特に川内原発の運転期間延長に関しては、専門委員会に設置された「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」において、計12回に及ぶ会議が重ねられ、運転期間延長に係る科学的・技術的な検証が行われた。

このほか、専門委員会においては、これまでも、活断層や地震に対する評価、構造物の耐震性や火山対策、津波対策などについて議論され、各委員の技術的・専門的見地から意見や助言をいただいているところであり、今後も川内原発の安全性や防災対策などについて、様々な観点から議論がなされるものと考えている。

このような中、立地自治体である薩摩川内市議会において、本陳情第1005号と同趣旨の陳情が本会議で採択された。これを受けて、薩摩川内市長は「総合的に判断した結果、運転期間延長を容認する」と表明されたところである。

こうした地元自治体の意向を踏まえつつ、今回の審査を通して、九州電力、原子力規制委員会、県が、それぞれの立場において、それぞれの責任において、今後も、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原発の安全対策・防災対策の充実・強化に取り組んでいくことが確認されたものと受け止めた。

したがって、私どもとしては、川内原発の安全性について、専門的知見に基づき、新規制基準によりその安全性が確認されたものと判断し、今後も引き続き、安全性の確保のために取り組みが続けられることを大前提として、川内原発の20年運転延長に賛成するものであることから、陳情第1005号については、「採択」の取り扱いでお願いする。

なお、私どもとしては、20年運転延長に賛成であるが、先般の県民投票条例制定の直接請求や、今回提出された陳情などからも分かるように、県民の間には、様々な意見があり、原子力発電そのものの安全性や、運転期間を延長する場合の安全性について、不安をお持ちの県民もまだいらっしゃると思われる。

これまでも、安全対策等についての情報発信はされてきているが、これまで以上に分かりやすく、そして、県民にしっかりと届くような情報発信・広報に取り組んでいただくよう、要望する。

陳情第1006号及び陳情第1007号について、陳情の趣旨にある川内原発の使用済燃料に関しては、九州電力によると、原発の運転期間を13か月、定期検査を3か月と仮定した場合、1号機が約11年、2号機が約5年で使用済燃料プールの貯蔵可能な容量に達する見込みとなっている。

これに対し、同社は、国の「エネルギー基本計画」に従って、日本原燃の六ヶ所再処理工場の運転計画や発電所内の貯蔵状況を踏まえて、計画的に搬出していくとのことである。

次に、川内原発において、認可を受けた設計及び工事の計画どおりに火災防護対象ケーブルの系統分離がなされていないことについては、原子力規制庁が、本件に関する川内原発の現場状況を確認し、「現状でも火災感知器等の設置などにより安全性は確保されており、安全確保の機能等への影響が極めて小さなもので、事業者の改善措置活動により改善が見込める水

準」との報告書がまとめられている。

九州電力は、引き続き、可燃物の持込管理を行うとともに、系統分離対策として設計及び工事計画認可に基づいた耐火材設置等を来年度までに完了する予定としているとのことである。

運転期間延長に関し、私どもとしては、川内原発の安全性について、専門的知見に基づき、新規基準によりその安全性が確認されたものと判断したところであり、また、以上のような運転期間延長認可に係る事項以外の諸課題に関する状況については、安全性に対する議論が今後も続けられる見通しであること等も踏まえ、陳情第1006号及び第1007号については、「不採択」の取り扱いをお願いする、とのことでした。

次に、県民連合の取扱意見について御報告申し上げます。

陳情第1005号について、陳情者の求める「安心して暮らすことができるよう、県においても安全・防災対策の充実・強化に努めること」については、そのとおりと受け止めるが、その前提が川内原子力発電所の20年延長であり、その理由は地域経済の発展だと述べている。

しかし、電気は原子力だけに頼っている訳でなく、地域経済の発展も原発だけではないことは陳情者も認めている。経済の専門家の意見も聞きながら判断すべきである。

川内原発20年延長については、県内でも両論あることから「継続審査」とし、原発が地域経済に与えている影響について精査することが必要である。

陳情第1006号について、陳情者は、運転延長に向けた議論の中で、分科会委員の後藤氏が指摘した危険性の議論が不十分であると指摘し、分科会からもその文書は添付されている。つまり、陳情者は報告書の結論に疑義があるとしていることから、後藤氏・釜江氏らに確認をとるとか参考人として意見を述べてもらうなど、分科会委員の確認が必要だと考えている。

よって「継続審査」として次回の委員会ですっかりと議論すべきである。

また、使用済核燃料の行き場の問題や設工認通りの工事に関しても、今後の推移を見る必要があることから「継続審査」としたい。

陳情第1007号について、陳情者は、原子力規制委員会は運転延長を認可したが、検討課題が多く残されていると述べ、議論を尽くすように求めている。

今回、我々の意見に対して原子力規制庁や九州電力から答弁をいただいた。これからも、この回答・答弁について精査する必要がある。陳情者が報告している地震や火山についても、専門家の意見を聞きながら精査していく必要がある。

陳情者は、県議会として運転期間延長の可否についてはまだ結論は出さず、議論を尽くすことを求めており、そのとおりに思うので「採択」でお願いしたい、とのことでした。

最後に、無所属 小川委員の取扱意見について御報告申し上げます。

陳情第1005号について、県当局が、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原発の安全対策・防災対策の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えるのはもっともであるが、陳情者は、その前提に川内原発1、2号機は、国の政策に基づく基幹エネルギーの役割のみならず、薩摩川内市の基幹産業として、雇用創出や、地域経済の振興に大きな影響と貢献をいただいていると述べている。原発が、地域の雇用創出や経済の振興に大きな役割を果たしているのであれば、なぜ、薩摩川内市内はシャッター街になってしまったのか。原発がある町が潤うのかどうかということをしっかりと精査しなくてはならないときである。

また、サービス業、バス・タクシー業、旅館など関連するすべての業種において、原発があることで売上げが期待できるということであるが、これも13か月に1回だけ定期検査が行われて、1,800人から2,000人が町にやってくるという、定期検査頼みのまちおこしでは、この先どうなるのか。

福島第一原発事故では、12年9か月たっても自宅に帰れない人が3万人以上いる。

もし薩摩川内市で福島第1原発事故のような被害があれば、3万人という数では済まないということは、想像に難くない。

それを考えると原発は止めて、再生エネルギーに変えていかなければならないときである。

原発はCO2を出さないと九州電力もおっしゃるが、CO2を出さないのは、発電する時のみである。

事実を精査していくと、この陳情に賛成するわけにはいかないので、「不採択」とさせていただきたい。

陳情第1006号について、分科会委員の後藤氏がどうしても、自分の意見がしっかり反映されていないということで、県の担当者に文書を出されたと思う。

そして後藤委員だけでなく、渡邊委員、佐藤委員と、慎重な方たちがいたにもかかわらず、20年延長する方向に意見がまとまっていったが、いつどこで両論併記がなくなったのか。

そのような中で、この陳情者が、延長運転の危険性について十分審議がされていないというはもっともなことである。

運転期間延長後、1号機が11年、2号機が5年で使用済核燃料の行き場がなくなってしまうという説明があった。

また、六ヶ所再処理工場については、各参考人や県当局からも話があったが、どの意見も、それに向けて努力しているなどの希望的な観測であって、確定しているわけではない。27回目の来年も完成延期になると思う。核のごみの捨て場が確立したとはとても思えない。

このような理由で、20年の運転期間延長中止を求めるということに賛成したいので「採択」をお願いします。

陳情第1007号について、陳情者は、火山もそうだが、地震や津波によって水が抜けて、冷却不能になった場合、使用済核燃料がメルトダウンしたり、水素発生による爆発をする可能性を危惧している。

今まで沸騰水型の原発が事故を起こしているかもしれないが、沸騰水型よりも加圧水型の方が、水素爆発を起こしやすいという事実がある。

陳情第1006号にも述べられているように、乾式貯蔵施設の建設について全く議論されていない状態の中で、20年運転延長を進めていくわけにはいかないので「採択」をお願いします、とのことございました。

産業経済委員会

(委員長報告 令和5年12月19日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案6件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、専決処分報告1件につきましても、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第102号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算(第5号)」のうち、商工労働水産部関係の「小規模対策事業」に関して、鹿児島県商工会連合会等による中小企業会館(仮称)の整備に対する支援として、建設費の補助に加え、県が建設予定地を無償譲渡する根拠及びその土地の不動産鑑定評価額について質疑があり、「事業主体の鹿児島県商工会連合会及び鹿児島県中小企業団体中央会が、特別法に基づき設置された公共性の高い団体であること、中小企業会館(仮称)は、現在の産業会館と同様の機能を持ち、中小企業振興に資する施設であると認められることなどを踏まえ、鹿児島県財産に関する条例に規定する無償譲渡することができる場合に該当することから、無償譲渡することとした」、「不動産鑑定評価額は令和5年9月1日時点で3億700万円である」との答弁がありました。

次に、議案第132号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算(第6号)」のうち、農政部関係の「自衛防疫強化総合対策事業」に関して、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置としてのウ

インドレス鶏舎の入気口対策の予算措置内容について質疑があり、「入気口へのフィルターや消毒液を散布する細霧装置の設置を補助対象としており、事業費の負担割合は国が2分の1、県が4分の1、生産者が4分の1であり、36鶏舎分を予算計上している」との答弁がありました。

委員からは、「県の予算措置以前に既に対策を行った生産者への補助も検討していただきたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、継続審査分の陳情3件につきまして、継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2008号「(仮称)日置市および鹿児島市における風力発電事業の早期着工について」は、「情勢の変化がなく、引き続き推移を見守る必要がある」として継続審査を求める意見と、「電気事業法に基づく工事計画の届け出や森林法に基づく保安林の指定解除の手続き等が進んでいない中で、採択や継続の判断をすべきものではない」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係では、委員から、水産業振興に関し、ブリの人工種苗生産及び養殖用生餌高騰への対応について質問があり、「ブリの人工種苗は、令和11年度に100万尾の供給を目指している」、「生餌は配合飼料のようにベースとなる価格がないため、国の漁業経営セーフティネット構築事業の対象となっていない。国は、みどりの食料システム戦略の中で、養殖用飼料の全量を2050年度までに配合飼料に転換することを掲げており、県としても配合飼料への転換を推進していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「ブリの種苗については、早急に50%程度が人工種苗で補われるような体制づくりに取り組んでいただきたい」、「養殖用飼料については、県として養殖業者に対し、生餌から配合飼料への転換を進めるよう指導していただきたい」との要望がありました。

農政部関係では、委員から、K-GAP等のGAP認証取得者がGAP認証農場のPRを行うなどのインセンティブの付与について質問があり、「地元量販店においてK-GAP PRフェアを開催しているほか、K-GAP認証取得品目の中には、袋や段ボール箱にK-GAPの表示をすることで県内外にPRしているものがある」との答弁がありました。

委員からは、「県が助成して農場にGAP認証取得の看板を掲げるなどのインセンティブを付与することを検討していただきたい」との要望がありました。

総合政策建設委員会

(委員長報告 令和5年12月19日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案16件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第122号等の「県立都市公園の指定管理者の指定について議決を求める件」に関

して、指定管理者の自主事業で見込まれる利益の一部を管理業務に充当する割合の考え方について質疑があり、「指定管理者の自らの責任と財源において事業をしていただくが、公の公園という場所を使っていることから、管理業務に利益を一部還元いただいている。申請時に充当割合について提案いただき、妥当性を判断し認めている」との答弁がありました。

委員から、「指定管理者は積極的にいろいろな取組をして賑わいを創出していきたいということであるため、どの程度の割合がいいのか指定管理者の意見を聞いて進めていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第132号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算（第6号）」のうち、総合政策部関係では、地域公共交通燃料油価格高騰対策事業の支援額の積算の考え方について質疑があり、「対象期間における平均の走行距離や燃費、基準単価により1台当たりの支援額を決めて、各業界団体から聞き取った保有台数により総額を積算している。最新の基準単価を用いるため、9月と比較すると一部では支援額が若干増額されている。執行する際は、事業者の申請に応じて過不足のないよう支援したい」との答弁がありました。

委員からは、「業界団体からの聞き取りにおいては、当該事業に係る内容だけでなく、その他の課題などいろいろな声を聞いて、次の施策につなげていけるようお願いしたい」との要望がありました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部関係の年間特定調査である鹿児島港本港区エリアの利活用について、集中的な論議が交わされました。

まず、「知事提案理由説明において、住吉町15番街区については鹿児島商工会議所からMICE施設等の提言が示されていることから、将来的に新たな利活用の提案がなされた場合は、新たな利活用も検討したいと、改めて知事が考えを表明したが、その理由は」との質問があり、「第6回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会において、住吉町15番街区についてコンベンション機能を導入するというエリアコンセプトプラン案が示されたことを受けて、提案理由説明で考えを示した」との答弁がありました。

次に、「エリアコンセプトプラン案の北ふ頭の利活用イメージには、サッカー等スタジアムに関連する記載がないため、スタジアムは入らないように見えるが、この考え方は」との質問があり、「エリアコンセプトプラン案の北ふ頭の利活用イメージは、県民の意見から複合型旅客船ターミナルとして活用する提案もあり、それらをベースに示した。鹿児島市の委員からは、ゾーニングとスタジアム整備は別と考えているとの発言があり、この案に対して修正意見はなかった」との答弁がありました。

また、「スタジアム整備に関して、知事と鹿児島市長はオール鹿児島で取り組むと言われているが、県としての当事者感が伝わらない。この問題をどう考えているか」との質問があり、「スタジアムを整備するための連携も必要であるが、土木部としては、利活用検討委員会を進める上で、まちづくりの連携、本港区がいかにあるべきかを追求することが基本的な考え方である。そのような観点から、サッカー等スタジアム整備は、365日賑わうというコンセプトに合わないのではないか、本港区に求められている施設なのかを鹿児島市に問うている。オール鹿児島でまちづくりの議論をまずさせていただきたい」との答弁があり、さらに、「スタジアムをどのように結論づけるのか」との質問には、「ゾーニングは、土地利用の方向性を決めるものであり、個々の施設の可否について結論づけることを想定していない。北ふ頭をどう整備するかについては、市に対して8つの課題を最低限クリアすべき課題として示している。市はゾーニングでの位置づけや市内の情勢等を踏まえ今後検討されることから、県としてもスタジアムの取扱は慎重に検討させていただきたい」との答弁がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

総合政策部関係における鹿児島県地域公共交通計画（素案）について、「スクールバスが運

行できない、廃止路線が生じて自由に移動ができないなどの問題が現に生じているが、そういった状況を具体的にどのように解消していくのか」との質問があり、「市街地や地方部など各地域の状況により課題は様々であり、個別具体的問題については、各市町村が設置する法定協議会で議論が行われている。県も協議会のメンバーに入っていることから、補助制度や自家用有償旅客運送制度など活用できる制度の紹介をするほか、教育部局との連携など、県としても積極的に参画し、1つ1つ課題を解決していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「財政的な後押しや具体的な手法を県から提案するなど解決の道筋を作っていたきたい」との要望がありました。

最後に、委員会からの提言を申し上げます。

鹿児島港本港区エリアの利活用については、これまでいろいろと議論して参りましたが、ゾーニングという基本的な趣旨を踏まえつつも、サッカー等スタジアムに関しては、早期に県としての正式な見解を出すことを委員会からの提言といたします。

文教観光委員会

(委員長報告 令和5年12月19日本会議)

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

[議案]

当委員会に付託されました議案5件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第102号「令和五年度鹿児島県一般会計補正予算(第5号)」のうち、観光・文化スポーツ部関係では、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定に関し、委員から、限度額の設定は、燃料をはじめとした物価高騰の影響を考慮したものとなっているかについて質疑があり、「債務負担行為の限度額については、応募事業者が、物価の高騰など社会情勢の変化に伴う支出増に対応した収支計画において算出した管理運営費に基づいて設定している」との答弁がありました。委員からは、「同施設は国際的なチームの誘致等も行っていることから、指定管理者と連携しながら、適切な管理等となるよう対応していただきたい」との要望がありました。

次に、議案第132号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算(第6号)」のうち、教育委員会関係では、プライバシー保護設備等支援に関し、委員から、事業内容について質疑があり、「児童生徒のプライバシー保護や、保護者からの確認依頼に応えるため、各特別支援学校において、特に設置が必要であると想定される場所にパーテーションやカメラを設置することとしており、設置経費に対して1校当たり10万円を上限に予算措置するものである」との答弁がありました。

[請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件について採択すべきものとし、継続審査分の陳情1件を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4011号「令和6年度私立学校運営費補助金等の拡充」に関しては、「私立学校に対する助成等については、教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全化に資するために必要不可欠であり、私立学校運営費補助金等の確保や就学支援金の拡充等を図ることは重要である」との意見があり、全会一致で採択すべきものと決定いた

しました。

また、陳情第4009号「楠隼中高一貫教育校の共学化及び全寮制廃止方針について」のうち、再度の意見聴取等を求める第3項については、「楠隼校の共学化及び通学生受入れの方針については、知事の表明以降、生徒及び保護者に対して説明・意見交換を実施したほか、周辺市町の4自治体の首長及び教育長を訪問して状況等を説明し意見聴取を行ったところであり、これらも踏まえた上で、同方針の変更は行わず、今後も必要に応じて現状報告や丁寧な説明に努めていくとのことである」として不採択を求める意見と「生徒への説明がまだ足りていないと考える」として継続審査を求める意見と「再度、アンケートと意見聴取を実施する必要がある」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、「スポーツ・コンベンションセンターの実施方針・要求水準書（案）の検討状況」について論議が交わされました。

まず、執行部から、実施方針及び要求水準書（案）に関し、民間事業者から寄せられた質問及び意見に対する県の回答と、実施方針の変更版（案）及び要求水準書の修正版（案）等について説明がありました。

委員から、質問及び意見が寄せられた民間事業者数について質問があり、「県内4社、県外16社の計20社から、質問及び意見が寄せられた」との答弁がありました。

また、県内企業の参画に係る考え方について質問があり、「県内企業の参画については、要求水準書において、「県内企業への配慮」を事業者に求めた上で、入札の際に、落札者決定基準において、審査の対象とすることを検討しており、事業者決定の1つの目安となると考えている」との答弁がありました。委員からは、「構成企業として県内企業が参画することが大切だと考えるため、要求水準書の作り方も含めてよく検討いただきたい」との要望がありました。

また、教育委員会関係では、「魅力ある県立高校づくりの取組状況」について論議が交わされました。

まず、執行部から、今年度から取り組んでいる「魅力ある県立高校づくりプロジェクト」について説明がありました。

委員から、エキスパートハイスクールプロジェクトの内容等について質問があり、「今年度は、隼人工業高校をモデル校として、地元の産業界の方による講演などを通じて、アントレプレナーシップ、新しい価値を創っていくマインドを持った人材育成等に取り組んでいるところであり、来年度から全面展開できればと考えている」との答弁がありました。

また、県内の産業界の人材確保に向けた取組について質問があり、「就職時の県内定着については、商工労働水産部や労働局と連携しながら取り組んでいるところであり、今後も、生徒が県内企業や業種等の情報について知る機会を増やしていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「産業界で働いている若手の意見も把握できるような体制を組んでいただきたい」との要望がありました。

環境厚生委員会

（委員長報告 令和5年12月19日本会議）

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案6件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第102号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」のうち、環境林務部関係では「海岸漂着物地域対策推進事業」に関し、増額補正の経緯について質疑があり、「今年8月の台風6号による海岸漂着物等の回収処理に要する経費等を増額補正するものである。8市における回収処理を対象としている」との答弁がありました。

次に、議案第132号「令和5年度鹿児島県一般会計補正予算（第6号）」のうち、くらし保健福祉部関係では「プライバシー保護設備等支援事業」に関し、事業の対象経費等について質疑があり、「幼稚園等に関しては、国の保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援を踏まえ実施するものである。県内の私立幼稚園及び県所管の認可外保育施設を対象に子どものプライバシー保護のためのパーテーションや保育記録のためのカメラ等の設置費用について、一施設当たり10万円を基準額として支援することとしている」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情2件については1件を継続審査すべきものとし、残りの1件については、3項目のうち2項目を継続審査、1項目を不採択すべきものと決定し、継続審査分の陳情7件については継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、陳情第5013号「看護学生が経済的不安なく学び続けられる環境の整備を求める陳情書」については、高等教育無償化について意見書提出を求める第1項、看護職を目指す学生が利用できる給付型奨学金制度創設を求める第2項、看護職養成校への補助金予算化を求める第3項について、「第1項及び第2項については、県では、原則5年間県内の指定医療機関等に勤務した場合に返還を免除する修学資金貸与事業を実施しており、引き続き状況を注視しながら議論を行う必要があるため、継続審査。第3項については、看護師等養成所等への助成について、既に予算化しており不採択」との意見と、「第1項については、高等教育無償化は少子化対策に繋がることから採択。第2項及び第3項については、引き続き議論を行う必要があり継続審査」との意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、第1項及び第2項については継続審査、第3項については不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5002号「子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める件」については、制度を見直すこととなった場合のスケジュール等について質疑があり、「令和3年4月から現物給付方式の対象を拡充した際には、制度見直しの実施の表明から制度開始まで1年6か月を要した。見直しを行うこととなった場合、見直しの内容に応じ、制度開始まで一定の期間を要するものとするが、市町村の準備作業を支援するなど、可能な限り速やかに開始できるようにしたい」との答弁があり、「保護者が安心して医療機関を受診できる体制を早急に整備いただきたい」として、採択を求める意見と、「制度の見直しの検討は速やかに行うべきと考えるが、今後の推移を注視したい」として、継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

まず、くらし保健福祉部関係では、県保健医療計画等、14の計画の改訂や策定について報告がありました。

委員からは「適宜進捗状況の確認を行い、各計画の確実な実行、目標の達成に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、環境林務部関係では、関係団体や大学等で構成する「林業大学校の設置に係る基本計画策定検討会」が今般取りまとめた「林業大学校の設置に係る基本計画（案）」について報告があり、「名称はかごしま林業大学校とし、研修を実施する施設は始良市の『森の研修館かご

しま』及び垂水市の『鹿児島大学農学部附属高隈演習林』とする。また、令和7年4月に開校予定とし、募集人員は15名程度、研修期間は1年間とするなどとされたところである。今月末までに県としての基本計画を策定し、令和7年4月の開校に向けて準備を進めてまいりたい」との説明がありました。

委員からは、「高校生等が進路を決める際の参考とするため、早急に募集要項を定めていただきたい」との要望がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和5年12月15日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

今年度の調査テーマである「アフターコロナ・ウィズコロナにおける本県の海外経済交流の促進等に関する調査」に関し、11月のベトナムの現地調査を中心に、執行部への質疑を行った。

予算特別委員会

(令和5年12月8日)

令和6年度当初予算に関する調査を目的とする予算特別委員会が設置されたことに伴い、互選により委員長に鶴菌真佐彦委員を、副委員長にふくし山ノブスケ委員を選任した。

〈議会運営委員会〉

(令和5年12月7日)

協議に先立ち、追加補正議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

- 12月7日の本会議に、国の総合経済対策に対応した、物価高騰による影響を緩和するための取組に係る経費、高病原性鳥インフルエンザの侵入対策への支援に要する経費、ブリン人工種苗の供給体制を強化する取組に要する経費などに係る予算議案1件を追加提案させていただきたいこと。

協議事項

1 追加補正議案の取扱いについて

協議の結果、12月7日の本会議の冒頭に上程すること、質疑は共産党のたいら議員が行うこと、質疑時間は答弁を含め10分とすること、質疑の通告締切は12月7日の午後1時までとすることが確認された。

- 2 本日及び12月8日の議事日程について
議事日程が了承された。
- 3 次回委員会開催日時について
12月18日（月）の午後1時に開催することとされた。

（令和5年12月18日）

協議事項

- 1 討論について
 - (1) 討論区分について
討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が議案2件、陳情3件について、無所属の平原議員が陳情1件について、無所属の小川議員が議案1件、陳情4件について反対討論を行うことが確認された。
 - (2) 討論時間について
議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量、性格を考慮して、討論時間は、共産党は20分以内、平原議員は5分以内、小川議員は10分以内を目途とすることが確認された。
- 2 議案等採決区分について
議案等採決区分表が確認された。
- 3 請願・陳情採決区分について
請願・陳情採決区分表が確認された。
- 4 意見書案について
自民党が提出した「緊急事態条項の創設に向けた国会審議を求める意見書」案については、藤崎議員が提案理由説明を行うこと、県民連合、公明党、共産党、無所属の東議員、小川議員、橋口議員が反対すること、発議者は、自民党の議会運営委員、無所属の平原議員、内田議員とすること、質疑を共産党と無所属の小川議員が行うこと、反対討論を県民連合、共産党、無所属の小川議員が行うこと、採決方法は起立採決とすることが確認された。
自民党が提出した「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」案については、提案理由説明は行わないこと、全会派等賛成で、発議者は自民党と県民連合の議会運営委員及び無所属の小川議員、平原議員、内田議員とすること、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。
自民党提出の「米軍オスプレイの事故に関する意見書案」と、県民連合提出の「米軍機オスプレイ墜落事故の徹底した原因究明等を求める意見書案」の取扱については、共通する部分があるが、表決の便宜上、別個のものとみなし、本会議においては、それぞれについて採決することが決定され、少数会派提出の意見書案から先に採決することとされた。
県民連合提出の「米軍機オスプレイ墜落事故の徹底した原因究明等を求める意見書」案については、上山議員が提案理由説明を行うこと、自民党、公明党、無所属の平原議員、内田議員が反対すること、発議者は、県民連合の議会運営委員及び上山議員と共産党のたいら議員、無所属の小川議員とすること、質疑はないこと、賛成討論を無所属の小川議員が行うこと、採決方法は起立採決とすることが確認された。
自民党提出の「米軍オスプレイの事故に関する意見書案」については、提案理由説明は行わないこと、県民連合、共産党、無所属の東議員、小川議員、橋口議員が反対すること、発

議者は、自民党の議会運営委員及び無所属の平原議員、内田議員ということ、質疑・討論はなく、採決方法は起立採決とすることが確認された。

意見書案に対する討論時間は、1件につき概ね5分以内とすることが確認された。

5 議員派遣の件について

議員派遣の件が1件あり、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

- ① 議会運営に関する事項について
 - ② 議長の諮問に関する事項について
- とすることが決定された。

7 12月19日の議事日程について

議事日程が了承された。

8 議員定数等の検討について

議会運営委員会小委員会の委員が名簿のとおり決定された。

9 令和6年第1回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは2月20日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

最終的な日程案の協議は、開会一月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込みの会期日程案として、公表することが了承された。

開会一月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、令和6年1月23日（火）頃の予定とされた。